

陳情番号	件名
第 4 号	過労死防止基本法の制定を求めることについて
受理年月日	
26.2.26	

陳情の趣旨
<p>(陳情項目) 「過労死防止基本法の制定を求める意見書」を国へ提出してください。</p> <p>(陳情理由) 住民生活の向上に向けた、貴議会の日頃からのご尽力に敬意を表します。 過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となって四半世紀が経とうとし、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいのですが、現在、過労死は「過労自殺」も含めて、年齢、性別、職業を超えて広がり続けています。 労働基準法は、労働者の生命と健康を保護するため、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」「最低のもの」(労働基準法1条)と謳い、週40時間・1日8時間という労働時間を規制し、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止しています。しかし、実際の労働現場においては、過重な長時間労働が当たり前であるかのように蔓延しているのが現状です。 労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。 以上のような状況から、個人や家族、個別企業の努力に任せていたのでは、過労死、過労自殺撲滅という目標を達成できないことは、もはや誰の目から見ても明らかです。 国連からも日本政府に対し、長時間労働や過労死の実態に懸念を示し、防止対策の強化を求める勧告を出しています。そうである以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があると考えます。 つきましては、私達のように、過労で大切な人を突然失い、悲しみにくれる遺族を今後出さぬよう、過労死・過労自殺を撲滅するため、地方自治法第99条の規定に基づき、貴議会におかれましては、意見書を政府にご提出いただきますよう、ご尽力をお願いいたします。</p>